

<ウェブサイト公開・委員配布用>

令和6年度第2回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事要旨

日 時	令和7年2月10日（月） 14時～16時
場 所	総合庁舎22階会議室2
出席者	（社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員） 中川千恵美、井上寿美、西岡剛司、山本朗、安城一郎、松川啓子、阿部圭、香川輝子 （事務局） 子どもすこやか部 岩本・川東、子育て支援室 山口、子ども家庭課 藤原、子ども見守り相談センター 高品、保育室 赤穂、児童相談所設置準備室 高橋・和田、施設指導課 辰己
案 件	1. 令和6年度の認可園の入所状況について 2. 乳児等通園支援事業の認可について 3. 社会的養育等課題検討部会の報告について
議事内容	（開会） （会長挨拶） 【令和6年度の認可園の入所状況について】 ○事務局 ぶちはうすキララは平成28年に開園した小規模保育施設で、令和6年度に同グループへの設置者変更をしたことから、認可を改めてし直した。園の運営および入所条件については、変更前と変わらない。 ○会長 今のご説明に関して確認やご質問はあるか。 特にご意見なく、ご説明の内容を確認したということとする。 【乳児等通園支援事業の認可について】

○事務局

乳児等通園支援事業というのはこども誰でも通園制度の法律上の事業名となっている。就労要件を問わず、一定時間まで保育施設等を利用でき、対象年齢は0歳6ヶ月から満3歳未満の児童が対象となる。

令和7年度は令和6年度の試行的事業から法律上制度化されることになり、事業の認可が必要となった。

令和7年度は実施する、しないは自治体の判断となっている。

東大阪市については、令和6年7月から試行的事業を開始し、現在は10園で実施している。

令和7年度からは国が提供する全国共通のシステムを利用して実施する予定となっている。意向調査の結果、現在のところ6月までに実施を予定する園が14施設、検討中が17施設。

1月14日に国の基準が公布され、この国の基準に沿って東大阪市でも、現在条例を制定中で、次の3月議会に上程する予定となっている。

事業の市の認可にあたっては、児童福祉審議会等での意見聴取ということが国の検討会に急遽盛り込まれることになり、この場で案件としてあげたが、手続きについての事務連絡がまだきていないため、今回は状況の説明にとどめる。次の児童福祉専門分科会で具体的に報告する。

○会長

自治体により時間数などが違うという話を聞き、東大阪市は試行的事業で行っているとわかった。まだ国の通知が来ていないが令和7年度から認可をしていくということで、就労要件もなく利用のハードルが下がればと思っている。園関係は人件費も含め、1時間300円となっているが、それで済むはずもなくかなり迫っている感じである。受け入れる園側の様々な工夫や力量みたいなことも必要になってくると感じている。この制度、理念は親子に保育の現場に足を踏み入れてもらいやすくなると思っているが、現時点では東大阪としても、運用についてまだまだいろいろな調整が要っている。石川県では観光産業もありmy保育園というおもしろい制度もやっている。

○西岡委員

こども誰でも通園制度については本格実施が来年の令和8年度からで、参加園数が資料からもさらに増えるかなというところがある。

一般型と余裕活用型、2つの種類があり、一般型は規定にかかわらず随時受け付けていくという形になるけれども、余裕活用型は定員が割れてくる0歳児クラスでの受け入れとなる。東大阪ではさほど定員割れの状況が起きていないが、園の経営運営、また需要においても必要と感ずるのは余裕活用型だと思っている。

質問が2点あり、この1年間試行事業で始められた10園についてはどちらかということと、認可については令和7年度6月からのスタートとして、新事業が開始すると認識していいのか、園で理事会や評議員会を開催する必要があるスケジュールを教えてほしい。

○事務局

令和6年度の試行的事業では余裕活用型は3園あり、それ以外は一般型であり、園の意向による。

また、園数は4月～6月に事業を開始したい意向確認の園が14園あったという資料である。令和7年度からは国がこども誰でも通園制度システムを導入する予定で説明会は行われているがまだ実際にシステムに触れてはいない。

○西岡委員

システムが確立されて予約ができるということは、認可の手続きにおいても、年度を跨ぐ可能性もあるのではないかということになる。

○事務局

事業開始が例えば6月以降であれば必ずしも3月中に認可をする必要はない。認可の手続きをもって定款変更を事業開始までにやっていただく必要がある。あらかじめ評議員会で法人内の意思決定をしておけばスムーズにいくのではと思う。

○西岡委員

定款変更には、評議員会の議決がいる。それを3月、4月までに間に合わせるということであれば、通常の評議員会とは別に、もう1ヶ月以内に開催しないと間に合わない。

○事務局

事務を予定している我々も、もう少しご案内できればと思うが、説明できる国通知等の資料が整っていない状況である。

○西岡委員

こども誰でも通園制度の趣旨においては子どもの虐待や、育儿的なレベルが低すぎるという部分で、そこをチェックする機能が必要だということが国からも指針として出ていた。虐待等による死亡が一番起きているのは1歳までの段階で、その範囲に対してこども誰でも通園制度の受け入れを積極的に各園ができればと思うが、育児をきちんとできておられない家庭の方がみずから予約して預けるという方法なので、国が言っている趣旨のものはなかなか実現しないのではないか、と懸念している。

毎日お預かりする認可こども園等の子どもに、こども誰でも通園制度による10時間の預かりが混ざることになるので、やはり現場の保育の環境がなかなか混乱するのではないかとということも懸念している。試行事業で東大阪市で参加された園での問題点の有無や現実的に事業の目的にかなっているのかの精査はどうであるか。

○会長

実施された10園で、聞き取りや意見集約などはしておられるか。

○事務局

秋に1度、現在実施されている園に集まっていただき情報交換会をした。定期利用、自由利用の運営があり良し悪しあるが、一月10時間をきれいに割っ

て利用されている園もあるが、自由利用では使い切れずお断りするケースもある。情報発信力の差でも差があるのは聞いている。一時預かりとの区別がつきにくいといったご意見はあった。

○会長

何が最適かはやりながら考えることになる。

○西岡委員

東大阪でリフレッシュ型という一時預かりがある。市民からすると使い分けがわからないのではと思う。

○会長

利用料金や利便性の違いもあるだろうと思われる。

○西岡委員

こども誰でも通園制度は一般型と余裕活用型がある、一時預かりはリフレッシュ型と一般型があるという説明が市の広報からあればいいと思う。

現場の保育環境も非常に良い環境で預かっている園もあれば混乱している園もある。預けている親には見えない部分なのでイメージとかけ離れていないかが気がかりである。そのため自身の園がエントリーに踏み切れないでいる。他の民間園もイメージが湧かないでいると思うので、メリットデメリットを精査して、理念通りに事業の実施ができるのかを詰めないといけなかったのではないかと思う。

○会長

実施している現場と、制度を考える担当課で、試行、意見聴取も行っており、保育の時間が子どもにとってどうかというところを双方が合意できるステップに持っていければと思う。

○井上委員

資料を見ると、2歳児の受け入れが多いと感じる。幼稚園では3歳児からなので、別の教室で預かっているのかなと推測される。

○事務局

全く別で預かられている園と、プレ保育をこども誰でも通園制度にあてている園がある。

○井上委員

現在試行的に事業を実施しているのは10園で、また新たに14園で始められるのか。

○事務局

10園のうち、引き続き実施したいという園もあれば、やめようかという園もある。すでに実施している園に全てがプラスアルファで追加となるわけではない。

○西岡委員

やめるというのも、何か心配することがあるのかと感じる。こども誰でも通園制度は満3歳は受け入れられないが、2歳児で受け入れていた子が4月に満3歳になった場合どうするのかもネックを感じる。以前から行っていたプレ保育にあてがい、給付を受けるとするのは、制度の主旨に反するとも感じる。6ヶ月から満1歳の、いわゆる育児能力が低く、虐待で亡くなってしまう、そういった方こそ、保育園に訪ねていかない現象がある。なぜ満3歳までなのかというのは、1号認定の入園のできる年齢が満3歳だからかと国にも聞きたい。

○会長

今後のシステムも含めて、子どもについての安心安全や、本来の育児不安などを感じている方たちが自分の住む地域にあるこども誰でも通園制度を実施している事業者へ自ら行けるような、情報周知の仕組みも基本的には、必要

かもしれない。情報発信力に左右される点も心配はある。市と私立民間園との協議の場でも、そういう懸念を出し合いながら、いい形で話し合っていてほしい。

○安城委員

この制度の話の前段であるが、少し前に三障害一元化があった。知的・身体・精神障害、知的障害しか受け入れできない事業所では数も少なかった。こども誰でも通園制度の『誰でも』というのがこどもにかかれば、『どんなこども』ともとれるし、就労要件に関しても、どんな養育者、保護者ともとれる。こども誰でも通園制度は大都市部などの保育ニーズの柔軟性を高めようとしてできたものかと思っていたが、聞いていると虐待の死亡事例の減少の部分が大きいと聞こえてきて、どう捉えればいいのか。

○井上委員

この『誰でも』はこどもにかけたつもりで制度は作っているように思う。障害のある子も等しく受け入れされないといけないと思うが、その辺りがどうなっていくかは気がかり。一時預かりがあっても大変な状態であれば預けて大丈夫かなと心配されると思う。大丈夫だろうということであっても障害がある時点で断られたというような話も、実際保護者から聞いたことがある。誰にとっても同じように受け入れる、でもそこで子どもが危険な状態にならないよというようなことを考えていったら、ものすごく丁寧に考えていかなければならない10時間だと思う。断られましたみたいなことにならないように、でも子どもは安全だねというような形で、市として作っていただけたら。

○会長

国の基準が見えない中、実施していただいている園の実績と実情を再度精査いただき、やめられた園についてもどうしてやめたのか、幼稚園と保育園のバランスなどもみていただき、まだ園が少ないうちに懸念などを整理していけたらと思う。

○山本委員

養育の課題と、発達の課題をどう支えていくか、例えば年齢的には東大阪市であればたんぽぽ教室や、こばと教室があり、子ども見守り相談センターとの関わりなどもある年齢だと思う。各部署との情報交換はプライバシーの問題もあると思うが、その辺りについて現時点で決まっている方向性などあればや今後検討される可能性についても教えていただきたい。

○事務局

現状、まだ試行的実施というところで、市内の認可園に限定して事業を行っているが、障害のある子どもや、配慮を必要とする子どもも、基本的には受け入れていただかないと、この事業をするにあたり、配慮があるので受け入れませんとは園では言えないという国の方針となっている。保育士の配置ができないので危険だからなど、他の理由があって受け入れないということはあるかもしれないが、子どもの状態を理由には断れないということになっている。

国の方向としては認可園だけでなく、様々な事業者という形になっているので、たんぽぽ教室、こばと教室をはじめ様々な施設も含めて、対象にしていくのかどうかは市で検討していく必要がある課題である。子ども見守りセンターも、もう少し共有してどう連携していくのかというのも必要だと思う。またこの制度の主旨であるが、先に委員のおっしゃった保護者の養育能力が低いから預かるという使い方だけではなく、子どもの目線に立ったときに子どもの成長を促す観点がある。一般家庭の子どもでも、ずっと家で親子でいるだけでなく、他の子どもと触れ合うことで、子どもの成長も急にぐんと伸びることがあるので、在宅の支援という形でのこども誰でも通園制度の位置づけであるため、6か月～3歳前を対象としているものとなっている。

○山本委員

市で一定の教室に通っている状況であれば、保護者の了承をいただいた上で、どういう関わり方ができるか、情報共有などを行うことにより子ども自

身の見通しが立つような環境で育つことも大事だと思った。

○会長

関係部署との連携というのは、子ども、保護者へのより良い養育と保育を定着させていく上で非常に重要な点だと思う。

こども誰でも通園制度は、利用するときは保護者が直接園と交渉するのか。

○事務局

利用自体は、園とは契約という形になるが、対象の子どもが普通の保育を使われてないことを確認しないといけないので、市に届け出てもらい、あなたはこども誰でも通園制度対象であるという認定書をお渡ししている。その方が園と契約をしてもらう。

○会長

認定することで市は利用されていることが把握できると。必要な方に届いていくような流れになると望ましい。子どもが集団生活の中でどのように関わり、成長を促す刺激となるかということは大事であるが、先ほど申し上げたように、このような制度であるということを利用者に対して周知をしていくことが望ましいと感じた。正式名称は乳児等通園支援事業というものを、東大阪市でどのようによりよい展開で導入していくか、現状を認識し理解したい。年度をまたぐと思うが、このような要件で認可していくということについて審議させていただけたらと思う。

【社会的養育等課題検討部会の報告について】

○事務局

社会的養育等課題検討部会は児童福祉専門分科会のもとに設置された専門の部会で令和5年度より審議をお願いしている。児童相談所の設置を目指すということを本市が決定したことを踏まえ、そのための新たな児童福祉行政の基本方針を策定するための部会を設置し、令和4年度の1年間ご審議をいた

だいて、今申し上げた基本方針を策定したというのがまず出発点である。その基本方針を踏まえて、令和5年度からは、児童相談所の設置と社会的養育を東大阪市で推進していくためにはどのような取り組みが必要かということテーマに、委員の皆様にご協力いただいて部会を進めてきた。児童相談所を持つことで対応が必要となる、現在は市では担当していない社会的養護を必要とする子どもたちへの支援を初めとした未経験の課題が中心となっている。

資料は、社会的養育推進に向けた本市の検討課題を令和5年度に審議し10項目にまとめたものに基づき、課題ごとにどのような準備をしていくのかという作業計画とその進捗についての資料となっている。

社会的養護の課題と切れ目のない在宅支援の体制づくりをあわせて検討していくということが部会の検討の大きなテーマになっている。

現在東大阪市では直接支援しておらず見えていない社会的養護による支援が必要な子どもたちの現状をきちんと知る、そこにある課題を理解するということをまず丁寧にやることと、そこでわかった課題を在宅の時期に何を支援しなければいけないかということにできるだけ繋いでいくということで、両方を一体的に進めていくことを目指した検討になる。

検討課題の1つめ、「子どもの権利の尊重について」の関係では、作業計画にあるように、子どもの権利に関する基本的認識を深めるための取り組み、子どもの権利の尊重、子どもの意見を聴くということについての取り組みがいろいろなところで今展開されているので、それに関する情報収集、研究をしようということ、また、今準備をしている児童相談所の設置であったり、その他の大事なことを決めるときに、子どもの意見を聴く機会を何とか持とうということ、権利に関する意識を育てる取り組みについては、その現状把握と今後に向けてということ掲げて取り組んだ。子どもの意見を聴く取り組みの代表的なものとして、子どもアドボカシーセンターOSAKAを訪問していろいろお話を伺った。子どもに自分の権利に関する意識をきちんと持ってもらうことがとても大事だと考えている。

検討課題 2 と 5 について、社会的養護のもとで育っている、現に生活している子どもたちをまず理解するということと、そこで子どもたちの養育にあたっている施設が直面している課題の両方を理解しようということで、共通した取組みになっている。令和 6 年度は、市内の入所系の児童福祉施設 7 ヶ所を訪問させていただいた。今後社会的養護のもとで生活する子どもたちがどのような状況にあるかということの理解から、在宅の時期にどのような支援があるかということに繋いでいくための課題整理を進めていかないとはいけない。

職員に対する研修も実施している。アセスメントの視点や力量向上のための研修と子どもの権利・理解が大きな柱となっている。今後はスキルアップのための研修計画を立てていきたい。

検討課題 6 の保護者へのアプローチ、親支援のあり方については、主に心理職の職員を対象とした研修のなかで、事例等を通じてアセスメントの過程を学ぶ、家族の状況を理解する、親の背景を見るという形で、一定の勉強の機会を持つことができた。

検討課題 7 の里親による養育を推進するにあたっての課題では、国は社会的養育ビジョンの中で家庭養育優先を強く進めているが、本市ではそれに対してどう対応していけばいいのかという取組みの方向性を検討していく必要がある。現状や里親の状況について理解するため、里親支援機関の方からのヒアリングや里親会との懇談会などを始めている。

検討課題 8 について、社会的養育推進計画を本市でも策定していかないとはいけない。需要と供給を踏まえた量的な計画の検討で、まずは大阪府の計画を参考にしていく。

検討課題 9 の総合的な支援体制の構築については、基本方針に定めた重点課題のうち児童相談所と子ども家庭総合支援拠点の一体的運営、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一体的に運営することも家庭センターのあり方について検討を進めている。

検討課題 10 については、一時保護所の運営方針策定に向けての検討になる。

一時保護所での子どもの権利の尊重のための具体的な取り組みを推進するための論点を整理してきた。他の自治体の児童相談所に職員を派遣して、実務経験を積んでもらうという形での人材育成にも取り組んでいる。

特に子どもの意見を聴き、尊重することに重点を置いて検討を進めている。今年度は、情報収集や知ることを中心に取り組んできたが、来年度からはそれをもとに具体的な検討に着手していきたい。

○会長

児童福祉専門分科会のもとにある部会ということで、この専門分科会で改めて整理した点をご説明いただき、また社会福祉審議会の方でも報告いただくという順番になっている。

○安城委員

大阪府において策定中の次期「社会的養育推進計画」10年のうち前期が終わり後期に入った。自分も参加して里親の委託率やハードウェアの話などを現実的にできる数字にまとめたりした。児童虐待相談対応件数は東京や大阪がワーストと出るが、それで相談員の人数が見直されたり児童相談所も設置基準が広がった。大阪は社会的養育の濃度の濃い場所だと感じているが、昔より子どもの貧困が見えにくくなっていて、全国で年間50件以上の死亡事例を見ても要保護ケースワークが難しいなかで人材確保には苦勞している。メンタル的な離職も多く計画どおりの確保ができるのかと思う。子どもアドボカシーの話も出ていたが、まずは児童相談所運営指針に基づく業務を着実にやっていってほしいと思う。

○西岡委員

死亡事例に関して、先ほど意見があったように、今手元の資料には2019年から2020年の虐待死の数が出ている。ここでは全国で78名という数字が出ており、3歳以下が59.7%、特に0歳児以下が最も多く49.1%というパーセンテージで亡くなっている。

現時点で6ヶ月から満1歳の年齢層が必ず行かなければならない施設、制度

はないが、やはりその一番パーセンテージが多いところに対して、僕らの機関が何かこういうチェックをかける、そこで見つけて止めてあげることができれば、死亡事例を減らせるのではと考える。乳児等通園支援事業で、なぜ乳児等という名前になっているのか。初期の段階で助けるということではないかと感じる。

内閣府の方にも聞いたときに、そこも丁寧に確認したが、いわゆる子育て家庭における孤立感や不安感を軽減し、すべての子どもの育ちを応援することを目的として、こども誰でも通園制度が創設された。新制度を利用することで、子どもにとっては、家庭とは異なる環境や人との関わりを経験することができ、成長を促すきっかけとなる。

これがこども誰でも通園制度ですとなっているわけである。

その一番冒頭に子育て家庭における孤立感や不安感を軽減してとあり、あえてそこを一番最初に入れているというのが、やはり今こういう虐待というところをやはり救わなくてはいけない、そのためにこういうものを入れてやっていくということだと解釈している。

東大阪市は一時保育リフレッシュ型をなくすことなく今も継続しているので、こども誰でも通園制度を導入しなくても、幼稚園や保育園に入園する前に使えるシステムは存在する。

他市と比べても案件の件数が多いなかで子ども家庭センターから抜けて児童相談所を設置すると判断したことについては良いことだと思っている。

こども誰でも通園がプレ保育に利用されたり主旨とずれていて不安定なところを、現場が協力したいと思えるよう市からも国に意見をあげてもらいたい。3歳児までがこれだけのパーセンテージで虐待死があったことや、0歳児もこれぐらいの割合で亡くなってるんだということを今の説明では十分話されなかったと思った。

○会長

対象はすべての子どもで、そのなかでよりケアを必要な子どもや家庭に向けて、適切なアセスメントをしてというところでいうと市が最後の砦となる児童相談所を持つことで、もう一度東大阪市のなかで子どもや家庭の養育に責

任を持ち、丁寧に進めていく体制を作ろうという判断を市としてしたことと思う。

今年度の社会的養育等課題検討部会では虐待の一次予防的な重要性を説明しなかったというわけではないが、基本的には中心としては検討してこなかった。だが、そうした予防的な視点も含めた在宅支援の充実はそもそも重要なテーマとしている。

○西岡委員

東大阪市は他市と比べると案件数が多く、国も虐待死、ネグレクトそういったところを助けたいと言っていた。そのウェイトが大きいことを自分は認識して帰ってきた。市のオリジナルのビジョンを作っていってほしい。3歳で案件としてあがってきた子が3歳で初めてそういう目にあったわけではないので、早く見つけてあげないといけない。園でも入園時の面接で家庭のことを聞き取りし、面談時間とか、一緒に遊ぶとか、行事の見直しとかに重きを置いている。子どもが愛されることが昔と比べても今すごく重要だと感じている。施設にお世話になる子、保護者から離されてしまうという通報なども経験はあるが、そうなる前に何とか助けたい。

今毎日預かっている子ども以外の子どもが混じることまでしてでも、この制度を強くやってくれと望んでるのはなぜかを国に直接聞いたかったので聞いてみたら、そこを強くおっしゃっていたことは事実で、それを自治体の方もしっかり受けとめてこの制度を案内してもらいたい。

○会長

東大阪でより適切なこども誰でも通園制度の運用や丁寧な展開を実施事業者やその動向を見て検討いただきたいというご意見だと思う。

○事務局

本日は昨年度の部会の審議の報告のまとめということで、こども誰でも通園制度のことについては、昨年度の社会的養育等課題検討部会では具体的に議論をしていないので報告できるものはないが、虐待の予防に関しては、今ご

指摘があったとおり、0歳児の孤立を防ぐサポートや妊婦からの切れ目のない支援が重要だと考えている。支援の必要な家庭に必ずしも支援が届いていないのではないかという問題認識があつて児童福祉法が改正され、おそらくその一環で在宅支援強化というなかで、こども誰でも通園制度も、その趣旨も含めて創設されたんだろうという理解をしている。

社会的養護の子どもたちの課題を在宅支援に活かしていくことが、都道府県の児童相談所にはできない部分になるだろうと考えているので、今後ご意見をお願いしたい。

○会長

東大阪に今ある多様な子どもや家庭の相談機関、いろいろな事業を展開されている施設、当事者性のインフォーマルな繋がり、そういうものが本当にどういう連携や繋がり方が良いのかということを今年度改正があつた内容を踏まえて、より精査して良い形に点検していけたらいいと思う。

(閉会)